

IASB 公開草案「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金 (IAS 第 12 号の修正案)」に対するコメント・レター

ASBJ 専門研究員 なかね まさお
中根 将夫

企業会計基準委員会（以下「当委員会」という。）は、国際会計基準審議会（以下「IASB」という。）から 2019 年 7 月に公表された公開草案「単一の取引から生じた資産及び負債に係る繰延税金 (IAS 第 12 号の修正案)」(以下「本公開草案」という。) に対して、2019 年 11 月にコメント・レターを送付している。

本公開草案の概要

IAS 第 12 号「法人所得税」(以下「IAS 第 12 号」という。)の一般原則を適用する場合、例えば、リースや廃棄義務(資産除去債務)のように、当初認識時に同額の資産と負債の両方を認識する際に、同額の相殺し合う一時差異が生じ、同額の繰延税金資産と繰延税金負債をそれぞれ認識することになる。しかし、現行の IAS 第 12 号では、企業結合ではなく、かつ、取引時に会計上の利益にも課税所得にも影響を与えない取引における資産と負債の当初認識から生じた将来減算一時差異又は将来加算一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の認識について、当初認識時及びその後の期間において禁止されている(以下「認識の免除」という)。したがって、当該将来減算一時差異又は将来加算一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金負債について、当初認識時及びその後の期間全体を通じて認識しないことになり、この場合、実効税率と適用税率との間の差異が生じることになるため、認識の免除の範囲について、IAS 第 12 号の限定的な修正を提案している。

コメント・レターの概要

本公開草案に対する当委員会の主なコメントは、次のとおりである。

1. IAS 第 12 号における繰延税金の認識免除の範囲の変更により、同額の繰延税金資産及び繰延税金負債を当初認識時の会計処理と、当初認識後の会計処理が統一されること、及び繰延税金資産の回収可能性の評価に関する移行上の救済措置を設けることについて、IAS 第 12 号を修正する提案内容に同意できると考えている。
2. IAS 第 12 号を適用して繰延税金を認識すべきかどうかを決定するに際して、「企業が税務上の損金算入がリース資産又はリース負債のどちらに関連するものなのかを決定するにあたり、適用される税法を考慮して、判断を適用する」(本公開草案 BC6 項) ことについては、ガイダンスとして不十分であると考えている。

各国の税法は、必ずしも IFRS 基準の考え方を考慮して定められているものではなく、適用される税法を考慮しても求められている判断を行うことが困難である場合があると考えられる。そこで、当委員会は、求められている判断を行うことが困難である場合を想定して、IASB が追加

的なガイダンスを定めることを提案する。この点、税務基準額を決定することが困難な場合のガイダンスを提供している IAS 第 12 号第 10 項は、参考にすることができると考えられる。

3. 本公開草案において掲げられていない事項においては、例えば、次の事項について実務上の懸念がある。

- (1) 当初認識時に回収可能性の要求により繰延税金資産及びこれに対応する繰延税金負債を認識しなかった場合、その後の期間において未認識の繰延税金資産の再検討をした結果、繰延税金資産を認識するとしたときの繰延税金負債の取扱い
- (2) 繰延税金資産の回収可能性の要求において、企業が同一の税務当局及び同一の納税主体における十分な課税所得を稼得する可能性を評価した結果について、個別の取引から生じた繰延税金資産にどのように反映するのか

以上のとおり、当委員会は、繰延税金の当初認識の免除の範囲を変更する提案内容について同意できるものと考えているが、IAS 第 12 号を適用して繰延税金を認識すべきかどうかを決定するに際しての追加的なガイダンスを定めることの提案、及び本公開草案において掲げられていない事項において、実務上の懸念がある旨のコメント・レターを提出した。